

石巻地区広域行政事務組合議会会議録

平成21年11月30日 第2回定例会

石巻地区広域行政事務組合

平成21年石巻地区広域行政事務組合議会第2回定例会

---

議事日程第1号

平成21年11月30日(月)午後2時

開 会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定  
諸般の報告
- 第3 提案理由説明
- 第4 認定第1号 平成20年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算認定について
- 第5 第13号議案 石巻地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第6 第14号議案 石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 第15号議案 石巻地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例
- 第8 第16号議案 平成21年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 第9 議員提出議案第2号 石巻地区広域行政事務組合議会委員会条例
- 第10 議員提出議案第3号 石巻地区広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則
- 第11 石巻地区広域行政事務組合議会運営委員の選任について
- 閉 会
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員(15名)

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 今村正誼君  | 2番 大森秀一君   |
| 3番 阿部久一君  | 4番 堀川禎則君   |
| 5番 渡辺拓朗君  | 6番 阿部政昭君   |
| 7番 水澤富士江君 | 8番 森山行輝君   |
| 9番 大槻幹夫君  | 10番 佐藤富夫君  |
| 11番 古川泰廣君 | 12番 八木登喜雄君 |
| 13番 木村征郎君 | 14番 山田直君   |
| 15番 阿部仁州君 |            |
- 

説明のため出席した者

理事長 石巻市長

亀山 紘君

副理事長 東松島市長	阿 部 秀 保 君
理事 女川町長	安 住 宣 孝 君
会計管理者 石巻市会計管理者	阿 部 敏 一 君
事務局長	亀 山 伸 一 君
総務企画課長兼養護老人ホーム万生園建設推進室長	
	佐 藤 秀 幸 君
総務企画課財務係長	吉 田 稔 君
介護認定審査課長	森 弘 子 君
清掃施設管理事務所長	畠 山 厚 君
事務局技術副参事兼清掃施設管理事務所副所長	
	高 橋 晴 男 君
消防長	土 井 正 洋 君
消防本部次長	太 田 明 君
消防本部危機管理監	山 田 信 次 君
消防本部参事兼総務課長	星 幸三郎 君
消防本部予防課長	宇 井 啓 支 君
消防本部警防課長	平 塚 俊 男 君
消防本部通信指令課長	小野寺 孝 芳 君
消防本部総務課副参事兼総務課長補佐	土 井 兼 一 君
消防本部総務課長補佐	二 上 洋 介 君
教育委員会教育長	綿 引 雄 一 君
教育委員会教育課長	木 村 孝 弘 君
監査委員 石巻市代表監査委員	柴 山 耕 一 君
監査委員事務局長	熱 海 修 一 君

---

議会担当職員出席者

議会書記長	半 澤 秀 一 君
議会書記	早 川 俊 弘 君
議会書記	鈴 木 敏 寿 君
議会書記	星 直 幸 君

午後2時00分 開 会

○議長（阿部仁州君）

これより、平成21年石巻地区広域行政事務組合議会第2回定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

まず、あらかじめ配付しておりました議事日程について、2件の議員提出議案の申し出がございますので、本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第1号のとおり進めてまいりますので、ご了承願います。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部仁州君）

次に、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員に、5番渡辺拓朗議員、13番木村征郎議員、以上2議員を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定、諸般の報告

○議長（阿部仁州君）

次に、日程第2「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。今議会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

ご異議なしと認めます。

よって今議会の会期は、本日1日間と決しました。

この際、諸般の報告を行います。

理事長から、平成21年石巻地区広域行政事務組合第2回定例会議案書及び議案審査資料の訂正の申し出があり、お手元に配付しておりますので、ご訂正をお願いいたします。

次に、理事長から行政報告について発言の申し出があります。よって、これを許します。理事長。

○理事長（亀山 紘君）

行政報告を申し上げます。

初めに、視聴覚教材センターの石巻市への移行について申し上げます。

石巻地区広域行政事務組合視聴覚教材センターは、学校教育、社会教育関係者に対する視聴覚教材の提供及び教材の利用促進を促すための研修会を実施するとともに、圏域住民に対する教育メディアを活用した学習機会の提供を目的として、昭和46年8月か

ら当組合において事業運営を展開してまいりました。

しかしながら、組織市町合併による石巻圏域の再編に伴い、視聴覚教材センターの石巻市での利用の偏在化が顕著であることから、石巻市独自運営の可能性や運営の効率性を視点として、組織市町において、平成19年度より当組合視聴覚教材センターのあり方について、検討を重ねてまいりました。

その結果、学校教育と社会教育の連携による施策展開の効率性及び即応性並びに財政負担の軽減につながる効果があり、従来の視聴覚教育はもとより、情報教育、青少年に対する教育の位置づけを持たせる研修機会の充実を図られるとの結論に至り、平成21年度で石巻地区広域行政事務組合が共同処理する事務である視聴覚教材センターに関する事務を廃止し、現在の視聴覚教材センター機能のすべてを平成22年4月1日から石巻市へ移行することで、現在、事務を進めているところです。

次に、当組合事務局庁舎移転について申し上げます。

昭和44年4月に設立した石巻地区広域行政事務組合の事務局庁舎は、石巻市役所庁舎内を移動し、平成14年4月から石巻ルネッサンス館に移転して今日に至っております。現在の庁舎は、執務スペース及び会議室等は確保できるものの、事務の効率性、経費の削減等を考慮し、かつ石巻広域圏の拠点にふさわしい組合事務局の位置について、組合内組織の事務改善委員会及び専門部会において検討してまいりました。

その結果、当組合の施設である石巻広域クリーンセンター内が事務局庁舎として最適であり、移転の時期は平成22年4月1日との結論に至り、現在、事務を進めているところです。

以上、2件の案件につきましては、地方自治法第286条の規定により当組合の規約の変更が必要であり、組織市町議会の議決を要するところではありますが、視聴覚教材センター移行に伴う当組合規約の変更については組織市町の11月臨時議会で議決をいただいております。組合事務局移転に伴う当組合規約の変更については12月定例議会において、議会にご提案されますよう組織市町にお願いしているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（阿部仁州君）

以上で、諸般の報告を終わります。2番。

○2番（大森秀一君）

ただいまの、事務局庁舎の移転に関してですが、我々議会議員に対しては説明補足があるかと思っておりますので、もう少し深く説明していただきたいなと思っております。

○議長（阿部仁州君）

ただいま、2番から申し出がありました。行政報告に対する質疑は認めておりませんが、これは動議とみなしますので、これから協議をしたいと思っております。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時08分

---

再 開 午後2時20分

○議長（阿部仁州君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの動議の件について、会議規則第93条による全員協議会を開催いたします。  
これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

ご異議なしと認めます。

直ちに全員協議会を招集しますので、別室に議員の皆さんはお集まりください。

休 憩 午後2時21分

---

再 開 午後2時33分

○議長（阿部仁州君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 日程第3 提案理由説明

○議長（阿部仁州君）

次に、日程第3「提案理由」の説明であります。

理事長から提案理由の説明を求めます。理事長。

○理事長（亀山 紘君）

それでは、「提案理由」についてご説明申し上げます。

平成20年度一般会計決算認定、条例の改正及び平成21年度一般会計補正予算等を含め5議案を提案し、ご審議をお願いするに当たり、その概要をご説明申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

初めに、平成20年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算認定についてご説明申し上げます。

一般会計では、歳入決算総額が68億6,377万934円、歳出決算総額が67億3,654万3,571円で、差引残額1億2,722万7,363円となり、このうち6,422万7,363円を財政調整基金に繰り入れし、6,300万円を翌年度に繰り越すことといたしました。

なお、一般会計歳入歳出決算にかかわる主要な施策の成果等に関する説明書を配付しておりますが、各部門において事業を推進できましたことは、議員各位のご理解とご協力のたまものと感謝いたしているところであります。

次に、石巻地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例、及び石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院勧告に基づき、勤務時間の短縮、期末・勤勉手当等の削減並びに行政職給料表、消防職給料表を国に準じて改正を行うものであります。

次に、石巻地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例についてでありま

すが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、公布されたことに伴う改正を行うものであります。

次に、平成21年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）でございますが、今回の補正の主な内容は、給与改定や職員の異動等に伴う職員人件費の補正、石巻地域ふるさと市町村圏基金事業費の減額、衛生費、消防費にかかわる燃料費や光熱水費の減額など、今後の執行見込額を調整し、前年度からの繰越金充当による財源振りかえ措置した結果、一般会計の補正の規模は1億9,270万円の減額となっております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上で提案理由の説明を終わります。

なお、それぞれのご提案の詳細につきましては、後ほど事務局長及び消防長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部仁州君）

ただいまの理事長の提案理由に対する質疑につきましては、議案審議の際に行うことといたしますので、ご了承願います。

---

#### 日程第4 認定第1号 平成20年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算認定について

○議長（阿部仁州君）

次に、日程第4、認定第1号「平成20年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算認定について」を議題といたします。

本案について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（亀山伸一君）

ただいま上程されました認定第1号「平成20年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算について」ご説明申し上げます。

表紙番号2の4ページをお開き願います。

決算の総覧でございますが、予算現額68億5,593万4,000円に対しまして、歳入決算額は68億6,377万934円、歳出決算額は67億3,654万3,571円で、差引残額1億2,722万7,363円となっております。

この残額につきましては、備考欄に記載しておりますように6,422万7,363円を財政調整基金に繰り入れし、6,300万円を翌年度へ繰り越ししております。

次に、予算額と決算額の比較について申し上げます。

歳入は予算額に対して783万6,934円上回り、収入率は100.1%となっております。

一方、歳出では1億1,939万429円の残額が生じており、執行率は98.3%となっております。

次に、歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は、予算現額64億4,902万2,000円に対し収入済額は64億4,823万9,348円で、78万2,652円の減となっております。

減となった要因は万生園に係る措置費負担金で、入所者数の減によるものであります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額1億4,903万5,000円に対し収入済額は1億4,968万6,837円で、65万1,837円の増となっております。増となった主な要因は、クリーンセンターに係る廃棄物処理手数料の増によるものであります。

第3款県支出金は、予算現額1,023万4,000円に対し収入済額は1,128万5,851円で、これは宮城県派遣職員給与負担金及び消防移譲事務交付金であります。

第4款財産収入は、予算現額4,293万4,000円に対し収入済額は4,841万5,183円で、548万1,183円の増となっておりますが、増となった主な要因は、クリーンセンターにおける電力の売り払い収入及び物品売り払い収入の増額であります。

第5款寄附金は、予算現額15万円に対し収入済額は16万6,200円となっております。

第6款繰入金は、予算現額7,604万5,000円に対し収入済額は7,588万8,110円で、15万6,890円の減となっておりますが、これは歳出、自治振興費の予算に係る執行残を調整し、ふるさと市町村圏基金からの繰入金を減額したものであります。

第7款繰越金は、予算現額4,900万円に対し収入済額は同額となっております。

第8款諸収入は、予算現額1,271万4,000円に対し収入済額は1,428万9,405円となっており、その主なものは、おにぎり大使派遣事業参加者負担金、原子力立地給付金、防災ヘリコプター助成金であります。

第9款組合債は、予算現額6,680万円に対し収入済額が同額となっておりますが、これは、スラグストックヤードの建設費、消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車購入費に係る起債であります。

次に、歳出についてご説明いたしますので、8ページをお開き願います。

第1款議会費は、予算現額164万7,000円に対し支出済額が151万1,060円となっております。

第2款総務費は、予算現額1億8,155万9,000円に対し支出済額は1億7,975万7,794円となっております。

1項総務管理費で1億5,078万6,685円の支出済額となっておりますが、これは職員の人件費、庁舎の管理費用、ふるさと市町村圏基金繰替運用に係る繰戻金及び広域広報等に係る印刷代等であります。

2項市町村振興費で2,897万1,109円の支出済額となっておりますが、その主なものは、おにぎり大使派遣事業、ふるさと探訪ツアー事業及び圏域紹介事業に要した経費であります。

次に、第3款民生費は、予算現額2億9,356万2,000円に対し支出済額は2億8,669万2,779円となっております。

1項養老施設費で2億1,570万9,129円の支出済額となっておりますが、その主なものは、万生園の職員人件費、維持管理経費、在園者の処遇費であります。

2項介護保険費で7,098万3,650円の支出済額となっておりますが、これは職員人件費及び介護認定審査会に要した経費であります。

次に、第4款衛生費は、予算現額19億6,454万5,000円に対し支出済額が19億1,541



万6,206円となっておりますが、その主なものは、職員人件費及び衛生センター、クリーンセンターの維持管理経費であります。

次に、第5款消防費は、予算現額32億8,172万7,000円に対し支出済額が32億2,591万4,575円となっております。支出済額の主なものは、職員の人件費、消防活動経費、高機能消防指令センターの指令システム保守管理委託料、消防本部庁舎維持管理業務委託、庁舎施設整備費並びに牡鹿出張所に更新配備した高規格救急車及び消防ポンプ自動車の購入費であります。

次に、6款教育費は、予算現額3,341万円に対し支出済額が3,276万9,608円となっております。支出済額の主なものは、職員の人件費、視聴覚教材購入費であります。

第7款公債費は、予算現額10億9,448万4,000円に対し支出済額が10億9,448万1,549円となっております。

第8款予備費は500万円の執行残となっております。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、主要な施策の成果等に関する説明書及び監査委員から提出されました決算審査意見書を添えておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（阿部仁州君）

次に、監査委員から決算審査結果についての報告を求めます。柴山監査委員。

○監査委員（柴山耕一君）

平成20年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算の審査の結果につきまして、監査委員を代表しご説明申し上げます。

表紙番号4、審査意見書の1ページをごらん願います。

理事長から審査に移されました平成20年度一般会計決算について、8月12日から9月28日まで、関係諸帳簿、証書類、その他関係書類により、決算の正確性、予算執行の適格性、収入支出の合法性、財政運営及び財産管理の実績などに主眼を置いて審査を実施いたしましたところ、決算諸表はいずれも関係法令に準拠して作成され、計数は正確であり、決算内容や予算執行状況は適正であると認めました。

それでは、審査意見書に基づき概要についてご説明申し上げますので、2ページをごらん願います。

まず、決算の規模でございますが、予算現額68億5,593万4,000円に対し歳入決算額は68億6,377万934円で、執行率は100.1%でございます。これに対し、歳出決算額は67億3,654万3,571円で、執行率は98.3%でございます。その結果、歳入歳出差引額は1億2,722万7,363円となり、翌年度へ繰り越すべき財源もありませんので、実質収支額も同額でございます。

なお、歳入歳出差引額のうち6,422万7,363円を財政調整基金に積み立てし、残る6,300万円を翌年度に繰り越しいたしております。

次に、3ページから23ページまでの歳入、歳出、款別決算の詳細につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書と財産に関する調書につきましては、24ページのそれぞれ

れの表に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、平成20年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算審査の概要についてご説明申し上げましたが、25ページの結びでも申し上げておりますように、石巻地区広域行政事務組合の運営に要する費用の90%以上が構成市町からの負担金で賄われております。構成市町の財政状況は、百年に一度と言われる世界同時不況や三位一体の改革の影響により極めて厳しい状況となっており、構成市町いずれも行財政改革に全力を挙げて取り組んでいるところでございます。石巻地区広域行政事務組合は、住民生活に密着した消防やごみ処理、し尿処理などの業務を担っておりますが、サービス提供水準の低下をもたらさないよう維持管理を適切に行うとともに、構成市町と同じように、職員の英知を結集して行財政改革に全力を挙げて取り組まれるよう強く望むところでございます。

また、現在宮城県においては、県内を3ブロックに分けようとする広域消防体制の再編について検討しておりますが、このことは、石巻地区広域行政事務組合の基本的なあり方にも大きく影響をもたらす重要な問題であり、今後の動向に細心の注意を払う必要性があると思われまます。今後は、石巻地区広域行政事務組合の消防本部のみならず、理事会や組合議会におかれましても、大いに議論する必要性があるものと考えております。

最後に、平成20年度においては、消防職員による傷害事件や、宮城県青少年健全育成条例違反事件の不祥事が連続して発生いたしました。まことに遺憾であります。信頼回復を図るため、再発防止に向けた取り組みを進められますよう強く望むところでございます。

以上でございます。よろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（阿部仁州君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11番。

○11番（古川泰廣君）

私、広域行政、日が浅いものですから、若干もしかして認識不足な質問になるかと思いますが、3点ほど。

決算書の25ページ、消防費の中に不用額がちょっと大きくて、パーセンテージで計算しましたら13.3%あるんですね。1けたくらいのパーセントならばわかるんですが、1割以上の不用額というのは一体何だろうなど、計画的予算執行となっていないのかなと思うんですが、その辺の説明を1点お伺いしたいと思います。

それから、同じ需要額、前のページの23ページなんですが、衛生処理施設なんですけれども、これは非常にパーセンテージ少ないんですけども、意見書の中にごみの処理の量の比較があったのですが、19年度、そして20年度が5,000の減となっておりますが、もしかして、この需用費の中に重油の燃料が少なくてこういうふうにならなくなったのかなと思うんですが、その辺のやつを教えてください、さらに、ごみの減量については、全国の各地の市町村では、今、プラは選別して別にやっていますよね。プラも一緒に燃やすことによって燃料が節約できるということで、プラの回収をやめている

地域もあるんですが、その辺の考えあるのかどうか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

もう1点。これは成果に関する説明書の13ページの消防部門なんですが、ここにいろいろと、消防のいろんな救急車の更新をしたりやっていますけれども、消防では、石巻管内、高い建物、どれか一番高いのがどこにあって、当然調査をしていると思うんですが、それに対応するはしご車というのは整備してあるかどうかお伺いいたします。

3点。

○議長（阿部仁州君）

消防長。

○消防長（土井正洋君）

それでは、私から消防費にかかる需要額の、需用費の不用額について、主なものをご説明申し上げます。

まず、第1点目につきましては、燃料費におきまして、原油高騰の動きもありまして73台の消防車両の走行燃料、そして本部庁舎以下14署所庁舎の維持管理に係る燃料費を年度途中で補正予算として増額計上しましたところ、その後原油価格が低下したことによりまして、550万3,023円の執行残が発生したものでございます。

第2点目は、光熱費におきまして、原油高騰により電気料金に係る燃料調整額の上昇を見込んでいたところ、燃料費同様原油価格が低下したことにより、267万6,977円の執行残が生じたものでございます。

第3点目は、修繕料におきましては、消防車両並びに各種器具等の修繕を見込んでおりましたところ、修繕発生件数が低かったということで、438万3,446円の執行残が生じたものでございます。

これらのすべては、補正予算時期までに確定することができなかつたものでございまして、今回決算により不用額として発生をいたしました。ご理解のほどよろしくようお願い申し上げます。

それから、消防関係の2点目の高層建築物に対するはしご消防自動車の件でございしますが、現在、当消防本部におきましては、35メートルまでに到達するはしご車を準備しております。階数的には10階から11階建ての建物に対応できるという車両でございします。以上でございします。

○議長（阿部仁州君）

清掃施設管理事務所長。

○清掃施設管理事務所長（畠山 厚君）

ただいま、ご質問いただきました衛生施設費でございしますが、これにつきましては、昨年度、20年度の当初予算につきまして、やはり補正でもって原油高騰という、その上限でもって最大限のいわば上がり幅を想定したわけでございます。そうしたことが、その後燃料単価そのものが比較的安定いたしまして、このような大きな不用額に至ったというところでございます。

次に、ごみの減量ということで、廃プラスチック類の回収等ということでございします

が、我々もこの可燃ごみの処理施設の担当といたしましては、できれば燃やさないに越したことはないということの考え方を持っています。しかしながら、当初計画されたクリーンセンターでございますが、このときのごみ質、ごみ量ということで計画されたわけでございます。それがスタートいたしましてもう6年、7年という経過をしているわけでございますが、この減量化を最大の目標とはしておりますが、施設の能力も最大限に、効率性等を考慮して取り組まざるを得ないという状況でございます。できればごみゼロを目指した、そういった取り組みを今後も模索する必要があるかと思えます。ただ、現在におきましては、クリーンセンターそのものの機能も十分に考慮しながら対応していかなければならないものということで認識いたしております。どうぞご理解をお願いいたします。

○議長（阿部仁州君）

11番。

○11番（古川泰廣君）

ごみの問題について、私が言っている質問、回答が違っているのかなと思うんですが、プラを集めないで、プラを燃料にしたら重油も少なくて済むのではないのかなど。今、そういう観点から各地ではむしろプラを集めないで使っているという実態があるわけですね。その辺は、そういった考え方がありませんか。むしろそのほうがいいんじゃないでしょうか。そういう意味です。そうすれば、要は金を出さなくてもいいんじゃないですか。いかがですか。

○議長（阿部仁州君）

清掃施設管理事務所長。

○清掃施設管理事務所長（畠山 厚君）

ただいまのプラスチックということにつきましてですが、やはり自治体そのものでもいろいろな、例えば我々の施設一つとっても条件もございます。例えば、今、石巻地区の広域行政事務組合で行っているものにつきましては、ガス化溶融炉ということで、これまでの焼却炉と違いまして、相当高温域にももっていく、それでもってダイオキシン等を抑え込むという、こういったシステムでございます。ですから、施設そのものの維持管理からしますと、やはり廃プラスチックの入っているどうしようもない、分けることもできない部分とか、そういったものも含めまして、一定の混入はやむを得ないのかなということで考えております。

○議長（阿部仁州君）

11番。

○11番（古川泰廣君）

ちょっと回答が私の質問とかみ合っていないですね。私は、今、重油焚いて燃やしていますね。今、プラは別に集めていますね。これは金を出して買ってもらっているんですよ。そうでなくて、プラも燃料になると火力が強いから、それを使うことによって重油を使わなくてもっとコストが安くなるのじゃないのかな、そういった手法も最近出てきているよと。私が言っているのは、そういった考えはありますか、そうすべきじゃあ

りませんかという意味です。

○議長（阿部仁州君）

清掃施設管理事務局長。

○清掃施設管理事務局長（島山 厚君）

回答にならなくて申しわけございません。一応、収集運搬等の全体計画につきましては、まず2市1町の組織市町で計画されております。そういった中におきまして、当然、例えば個々の計画の若干の違いもございます。そういった中におきまして、ガス化溶解炉という高温域でもっての今現在の広域の施設ということからしますと、当然燃料とする部分もあります。このごみそのものが紙くずであっても燃料という、いわば原燃料ということの取り扱いにはなりません。そういった中で、完全にそれを組み入れるということにも当然応用は利くと思っておりますが、まず、その収集運搬という、そういった体制をつかさどっている組織市町の考え方と、クリーンセンターはそれを幅広く受けとめるという任務にあるのかなということを考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（阿部仁州君）

ほかにありませんか。1番。

○1番（今村正誼君）

成果等に関する説明書をもとにして、2点お伺いいたしたいと思っております。

2ページ目に、ふるさと探訪ツアーがあります。平成20年といえばDCが大々的に行われて、集客は伸びなかったけれども観光客はそれなりに来たという成果が宮城県全体であったかと思っております。そういった影響があるのかどうかわかりませんが、もう一方では、歴史ブームもあるのかどうかわかりませんが、コース別、ばらつきがありますけれども全体的にふえています。その中で、いわゆる田代・牡鹿が非常に人気があった。その人気の秘訣というのはどのように分析しているのか、まずその1点をお聞きしたいと思います。

それから、次のページ、3ページ目に、おにぎり大使の派遣事業がありまして、この成果表の一番下、真ん中の辺に、いわゆる10年過ぎて、その子供たち、青年になった、派遣された子供たちはその後どういうふうに見ているかという興味あるアンケートがありました。そういった意味では、追跡調査というのは今後の事業をする上で大変必要なことだと、そういった意味では評価したいと思います。参加してよかった、12人にとりかその後の人生に影響したとかありますけれども、ここの部分でなかなか読み取れない部分がありますので、参考的に意見を記述的に設ける項目等があったと思っております。そういった中でどういう、いわゆる生の声が出てきたのか、その2点について、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（阿部仁州君）

事務局長。

○事務局長（亀山伸一君）

1点目のふるさと探訪ツアーの件でございますけれども、参加するというか応募する方々は比較的高齢の方が多いということはあると思います。島に対するあこがれというか、な

なかなか行く機会もないと、同じ石巻なり東松島市なり女川町に住んでいても、なかなか島に行く機会がないという方が結構いまして、今年は網地島だったんでございますけれども、やはり一番人気があったということでございました。奥松島のほうも結構あるんですけども、なかなか網地島とか田代とか出島、江島と、こういった島に改めて近くに住んでいても行く機会がない、こういう機会に3,000円の負担金で行けるといようなことではないのかなというふうに思います。以上でございます。

○議長（阿部仁州君）

総務企画課長。

○総務企画課長（佐藤秀幸君）

今村議員さんの2点目に対してお答えさせていただきます。

3ページのほうに、おにぎり大使派遣事業の成果等載せております。

今回初めてなんですけど、おにぎり大使に団員として行った方々を対象に、ちょうど10年目になります。年齢的には25歳、26歳の方々を対象に、今回初めて、昨年度になるんですけど、20年の段階で調査をさせていただきました。この結果でございますが、本当に簡単にしか書いてなかったんですけど、ほとんどの方が当時、今の2市1町ではなくて1市9町時代の団員さん、約30何校の中学生の団員さんだったんですけど、初めて他市の生徒さん方とのふれあいも一番印象深いと。あと、当時初めて海外に行った方がほとんどなんですけど、改めて日本の文化と違いが実感わいてきたという方々がほとんどです。その後の海外の経験も含めたアンケートだったものですから、その経験を生かして海外留学に行った方々もいると、一つの海外研修を含めて、その後、高校、社会人になって、そういった関連の会社のほうにも勤めた方々もいるという状況でございました。

残念ながら、今回アンケート結果につきましては、ここに記載しているとおり回答者が12名しかいなかったものですから、どうしても個人情報的なものがありまして、こちらからの照会はいくまで当時の参加団員の自宅への発送しかなかったものから、そういう回答率になっております。よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（阿部仁州君）

1番。

○1番（今村正誼君）

まず、ふるさと探訪ツアーでありますけれども、離島というようなことで、石巻と言わずこの地方は南三陸金華山国定公園というふうなことで、石巻市に限っていいますと、合併によって網地島だけじゃなくて金華山も石巻市の中に入って、まさに国定公園の名勝となる部分が我が地に入ったなということで、これはやっぱり観光のまちへの一つの脱皮を図るいい機会かなと。そういった中で、一般の市民の人たちもそこに関心を持つというのは大変いいことだなと。

実は、網地島、田代、それはそういったところでいいんですけども、私は気がかりなのは、いいところを見るということもありますけれども、悪いところも見て、その改善に関心を持っていただきたいなと。そういう意味では、金華山をコースに入れながら、

強引に引っ張っていくというわけではありませんけれども、あの金華山の現状を見ながら、金華ブランドの金華山がこれでいいのかといったところも理解をしていただくためにも、金華山ツアーというのも少し考えていただきたいなと思うんですけども、そこら辺の所見があれば伺いたい。

それからもう1点。10年目で初めて行いましたということで、半分しか回答がなかったということでもありますけれども、そうお金のかかることではないので、もう1年これを続けて、やっぱり成果というものをきちっととらまえていただきたい。ということは、最近の国の事業仕分けにおいても、学術とかこういった部分に関しては成果が見えないというところで、置いてきぼりになっていく傾向が出てくると、これはちょっと問題だなと。そういう意味でも、お金とは関係なく、その後の追跡の中で次の事業の展開に生かしていくということが大事かと思えます。そこら辺の所見も伺いたい。

それでもう一つ、今年の場合はインフルエンザの関係で中止になったと。そこら辺の影響というのは、できなかったことによる影響というのはどういうものなのか、今後どういうふうにそこら辺を生かしていくのか、その点も所見があれば伺いたいと思えます。

○議長（阿部仁州君）

事務局長。

○事務局長（亀山伸一君）

石巻地域にあるすばらしい景勝地の国定公園の金華山、私も数度行っていますけれども、このツアーの時間が大体8時ごろから5時ごろまでということで、これまでは石巻駅前から出発し石巻駅前で解散するというので、やはり電車を利用して来る方とかバスを利用されてくる方とか、そういういろんな方がおりまして、その限られた時間の中で、例えばバスを利用するなり船を利用するなりということでございますので、その範囲内でコースをいろいろ考えているわけでございます。

ただいまご提案というか考えてみたらというお話もありましたので、なお金華山等については事務局で持ち帰って、来年期いろいろと検討してみたいなというふうに思います。

○議長（阿部仁州君）

総務企画課長。

○総務企画課長（佐藤秀幸君）

おにぎり大使につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

今、今村議員さんのほうからなんですが、10年だけではなくて今後もということでも言われまして、今後当組合としましても、例えば3年ないし5年後あたりに、ある程度周期を決めまして追跡調査をさせていただきたいと思っております。

2点目でございますが、今年度のインフルエンザ関係の対応でございますが、当組合につきましては、苦肉の策ということで、中止をぎりぎり判断をいたしました。でも、親の保護者説明会を1回やりまして、その時点では実施する方向でご説明し、行く準備を進めておりましたが、残念ながらあの状況では、日本国内も含めましてオーストラリア現地でも日にちごとにインフルエンザ患者数が発生している状況でしたから、やむを得

えず苦肉の策で決断をしまして、今回は中止という判断をさせていただきました。

なお、残念ながら中学3年生が対象となりますから、その学年はどうしても飛ばすことになりまして、来年度は今の中学2年生が対象となる事業を実施したいと思っています。

前にも過去一度SARS問題で、平成15年も一度中止しております。今回で二度目となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部仁州君）

ほかにありませんか。5番。

○5番（渡辺拓朗君）

成果に関する説明書のほうで、消防部門、予防関係費に関して、気温が低くなりましたら、ここ1カ月間で全国で火災による死亡が大変多く発生しました。特に気づいたのは、飲食店等の内装の壁材なりその他で、かなり想像もできないような煙が発生して急に亡くなってしまったのかなと、残念な状況がたくさんあったわけですが、飲食店等の防火診断の件数等、もしわかれば教えていただけませんかでしょうか。

○議長（阿部仁州君）

消防長。

○消防長（土井正洋君）

今、手元にはその査察の件数的な数字というのはございませんけれども、消防本部といたしましては、防火対象物というそういった飲食店、あるいは旅館あたりも含めて、年間の査察についての計画を持ちながら、そういった施設が、例えば不特定多数の集まる施設であれば毎年、それ以外の施設については約3年で1回のローテーションで防火査察を行う予定で計画執行しております。

今、手元に資料がございませんものですから、後でご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（阿部仁州君）

5番。

○5番（渡辺拓朗君）

営業開始時にはそれらの法令等を守って開店しているんでしょうけれども、いろんな経営者がこういったご時世なので入れかわるときに、単にテナントと。かなりそういう消防法上ルールに違反して開業しているところもかなりあるのかなと。そういった意味で、その3年に1度のローリング等ということもあるんでしょうけれども、こういった事例が全国で多数発生したときに、それなりにこの地域で、そういう防火診断等を実施してみてもと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（阿部仁州君）

消防長。

○消防長（土井正洋君）

お答えいたします。先ほど3年に1回のローテーションというようなことでご説明を



いたしました。今回の全国的なこういった火災事例を踏まえて、国からも通達が来ております。そういったことも踏まえまして、今後の年末あるいは年始にかけての査察については、各署所ともそういった不特定多数が集まる飲食店とか、そういったものに重点を置きながらの査察を予定しておるところでございます。以上でございます。（「了解しました」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

10番。

○10番（佐藤富夫君）

それでは質問をします。資料の大きな2番、38ページの基金についてお伺いします。

まず、視聴覚教材センターの基金なんですが、来年の4月1日から石巻移管になるということですが、この1,000万の基金、行く末どうなんですか。まさか持参金というわけにはいかないと思うんですが、その辺の行く末をまず説明をお願いします。

それから、次のふるさと市町村圏基金なんですが、基金条例を見ますと、第2条に「基金の額は、20億円とする。」というふうに書いてあります。しかしながら、年度末残高では20億7,645万2,000円、オーバーですね。しかし3条には、「理事会は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる」と。ちょっとざるな感じがしますが、それから第2条の4には、前略しますが、「基金の額は、積立相当額増加するものとする。」というふうに書いてあります。しかし、これはいわゆるできる規定でありますから、それなりの理由が必要であろうと思います。基本的には20億円であろうと。ですから、その辺の説明がちょっと足りなかったのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、監査の意見書なんですが、25ページの結びの最後のほうに、いわゆる消防の不祥事の関係が意見として、これは監査の思いですから記載してあります。私も以前に行政報告の休憩をとって正した経緯がありますが、そのときはこれからどうするんだという質問はしたわけですが、その結果どうなったというのはまだ報告受けていません。ですから、その対策の中身、不祥事を防止するにはどうなったかということ、報告をお願ひしたい。

まず、この3点をお伺いします。

○議長（阿部仁州君）

事務局長。

○事務局長（亀山伸一君）

それではお答えしたいと思います。まず、視聴覚教材センターの設備充実基金の1,000万円でございますけれども、この基金につきましては、この基金条例が廃止された後に、広域行政の一般財源化にしたいというふうに思っております。

それから、2点目のふるさと市町村圏基金の20億について、運用益で、いわゆる基金の利子でいろんな、先ほどお話ししましたとおり、ふるさと探訪ツアーとかおにぎり大使とか、そういった事業をしております。全額その利子を使うということではなくて、その利子の運用の範囲内でいろんな事業を取り組んでいるということで、たまたま結果

的に利子を下回った事業で済んでいるということでございます。

それから、不祥事の関係でございますが、今年の臨時会で報告いたしましたけれども、これまであらゆる期を通じて周知徹底、不祥事の職員の肅正について、徹底を図ってきたところでございますが、いろんな防止策を講じてきたところでありますけれども、不祥事が後を絶たないということは大変遺憾に思っておるところでございます。当組合といたしましては、不祥事防止委員会を2月1日に設置していろいろ検討しております。また、今年の8月には、クリーンセンターを会場にしまして広域行政の職員を集めて、消防の勤務の方もおりますけれども、防止のビデオを2本見せて、そこでなお、さらに不祥事が起きないようにということの研修会をしております。

全体としてはそうでございますけれども、また消防として独自に不祥事防止のためのいろんな取り組みをされているというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（阿部仁州君）

10番。

○10番（佐藤富夫君）

視聴覚教材センター、この件については一般財源に充当するということがわかりました。ただし、これは去年と同額なんですね。いわゆる1,000万、1年間そのままであったという。ということは、これは額面から見ますと運用も何もしていなかったということになるわけです。ですから、この基金条例の第3条の中には、有利な方法で運用しなければならないと。今、利子は物すごく安いんですが、安いなりにやはり運用すべきでないのかなと。その辺の経過をお聞きしたいということです。

それから、たまたまこの20億の果実でもって事業をやっているということで、たまたまとしてそれを下回ったということなんですが、ちょっと固いことを言うようですが、基本の20億円というのはやっぱり守らなければいけませんね。ですから、今のところ果実があるんですが、これを、あるいはまた積み立てていくといいますと20億を超えるわけでありますので、その辺の基本的なことをきちんと条例に沿って守るような考え方を示していただきたいということです。

それから不祥事の関係なんですが、2月に検討会を開いて8月にビデオの研修をやったということで、私はこれだけではちょっと生ぬるいのかなと。大変な不祥事が2回も続いたわけですから、これでいいのかという私は考えを持っています。ですから、その後いろいろやっているようでございますということですが、いろいろって何でしょうね。そのいろいろというのがよくわかりませんので。

実は、これは私のところに内部告発的な投書が来ているんですよ。中身が余りにもリアルなものですから、ここで申し上げることができませんが、よろしければ後で差し上げたいなと思っておりますが、やはりこれは、そういった投書が来るということは内部的に問題があるということです。ですから、いろいろやっているようですがというのは、いろいろというのはいろいろですから、「人生いろいろ」となっているものもありますけれどもね。やはりこれはきちんと対策を示すべきですよ。これはこういった玉虫色ではいけません。ですから私はこういう投書が来るのではないのかなというふうに思います。

が、その点と、それから、私はそういう投書をもらったのは問題だと思っているんですよ。ですから中身ね、しっかりやっているんですか。やっているんならやっているんでいいんですが、これから対策の余地があるというのであればそれでも結構です。しっかりやっているというのであれば、次また何か出たときにはとんでもないことになりますから、その辺の中身をお聞かせをお願いします。

○議長（阿部仁州君）

事務局長。

○事務局長（亀山伸一君）

お答えいたします。1点目の視聴覚教材の利子の関係でございます。これは毎年この1,000万に対する基金利子は生じております。それは視聴覚教材センターの事業の一般財源として、そちらのほうで使っております。

それから、2番目のふるさと基金の20億の件でございますけれども、もちろん20億の基金を下回することは絶対にならないよということでございますので、年度当初なり前年度の予算編成するとき、予算額についてはその金利の範囲内で、20億を下回らないことで事業計画を立てるということございまして、結果的に20億を超える利子が、当然その20億から生じる利子を上積みして保有しているということでございます。

あと、3点目については消防のほうからお願いします。

○議長（阿部仁州君）

消防長。

○消防長（土井正洋君）

それでは、私から消防職員の不祥事再発防止の対策というふうなものについてご回答申し上げたいと思います。

この問題につきましては、さきの組合議会の席上におきましてご指摘、ご指導ございました。大変ご心配をおかけいたしました。消防長といたしまして、大変申しわけございませんでした。

消防部内以外の防止対策については、今事務局長からお話しされたとおりでございますが、消防本部といたしましては、これまではとかく指示・命令形態の指導になりがちなところを、再発防止に向けた新たな取り組みといたしまして、階級ごとの職員から意見を幅広く聴取しながら、消防人としての倫理教育を初め、常識ある行動、勤務における態度あるいは言動等々について研修をし、指導を続けているところでございます。職員からの意見の中には、不祥事防止対策のほか、職員としての社会貢献のあり方などの意見も出されておりますことから、こういったものを含めて意識改革の一助にしていきたいというふうに考えております。再びこのような事件が起きないように対策を講じながら、住民の皆様の信頼を回復するために、消防長以下一丸となって緊張感、危機感を持ってさらに取り組んでまいりますので、何とぞご理解を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（阿部仁州君）

ほかにありませんか。7番。

○7番（水澤富士江君）

先ほど来、話題になっておりますふるさと基金でございますが、こちらは果実の運用、活用ということが原則にありましたが、平成18年、構成市の財政も大変だということもありまして、その負担軽減と、関係法令も変更があったんだと思うんですが、いつときこの元本のほうを、一般会計といいましょうか、そちらに繰り入れをしたということがあったというふうに思います。意見書の15ページ、総務費に、ふるさと基金運用繰戻金が、前年比で2,300万ほど減額になったということなんですが、そのとき、18年だったと思いますが、元本を崩したといったことがありました。それは、今全部これが元に戻されているのかどうかということがお聞きしたいのが1点でございます。

もう1点は消防について。不祥事については今お話ありましたので省きますが、20年度からこの審査意見書の結びの最後にあります消防のこういった問題が出ておりました。改めて、この県内を3ブロックに分けるこの広域化について、国の方針と県の計画、そしてまたそれをやらなければペナルティーがあるのか、また、広域化のメリット、デメリットについてお伺いをしたいと思います。

2点お願いします。

○議長（阿部仁州君）

総務企画課長。

○総務企画課長（佐藤秀幸君）

まず、私のほうから第1点目のほうなんですが、ふるさと基金の関係をご回答させていただきます。

今水澤議員さんのほうから、審査意見書の15ページの上段だと思うんですが、第2款総務費の中で上段から3行目から4行目になりますが、ふるさと市町村圏基金費で150万5,990円増加したものの、ふるさと市町村圏基金繰替運用繰戻金237万3,000とありますが、その内容に伴う質問だと思いますが、実は平成18年度、当組合のほうで、2月の定例会になりますが、組織市町の財政負担を軽減するために、ふるさと基金を活用しましての一部繰りかえ運用ということで、当議会のほうに提案申し上げまして議決をいただきまして、議決をもらった上で実施した事業でございまして、当時、消防庁舎関係のほうの財政負担が大きいということで基金を一部運用し、当時、18年度ですが、6,635万7,000円ほどを石巻市の分の負担、東松島市のほうが1,834万2,000円、女川町が530万円ほどの金額なんですが、ふるさと基金のほうから一部運用して使わせてもらいました。それらの償還に関しましては、繰り出し金、戻し金なんですが、石巻市のほうは660万円を10か年で戻すと。東松島市と女川町さんに関しましては19年度で償還をいただいております。現在が石巻市のほうは本年度で3年目の償還状況となっている状況でございます。

以上、ふるさと基金の財政負担のための財政平準化負担金の概要でございます。

○議長（阿部仁州君）

消防長。

○消防長（土井正洋君）

それでは、消防広域化についての回答をさせていただきます。

まず、消防広域化の進捗状況についてでございますが、平成20年12月に宮城県の消防広域化推進計画が発表されました。それは県内を3ブロック案として、北、中央、南のブロックというふうなものが示されたわけでございます。当石巻広域消防につきましては県北ブロック（石巻、気仙沼、登米、大崎、栗原の五つの地区）に入っているわけでございます。

現在の広域化についての進捗状況でございますが、県北ブロックにつきましては、県が調整を図って平成21年5月25日に説明会を実施し、さらに、平成21年11月6日に消防本部担当者を含めた意見交換会を実施されております。

なお、県南ブロックにつきましては3回程度の会議、それから対象消防本部同士で検討会等を開催していると聞き及んでおります。

また、県中ブロック（仙台を中心にするところ）についても2回の会議を開催していると聞いております。

このたびの11月に行われました県北の意見交換会についてはまだ具体的なものではなく、これまでの県の考え方あるいは経過等が確認されたという状況でございます。

お尋ねの平成18年6月に消防組織法が改正されまして、市町村消防の広域化に関する基本方針が示されました。議員お尋ねのことについては、これがどういうふうな性格なものなのか、これをしなければペナルティーはあるのかというようなご質問でございますけれども、ペナルティーというのはまだ私は聞いておりません。ただ、国、県からの一つの努力規定というふうにも一部伺っている部分もございます。こういったことから、石巻広域消防といたしましては、基本的には消防の広域化については進めなければならないと考えておりますが、県北ブロックの対象消防本部や対象市町村等の意見を十分にお聞きをいたし、また情報収集を行って、その結果を理事長を初め理事部局、そして関係する方々への報告を行いながら、その後十分なる審議を重ねて方向を決めなければならないというふうに考えております。

国が示しました広域化のメリットにつきましては、一つは住民サービスの向上、消防体制の効率化、消防体制の基盤の強化というような、大きく言えば三つのメリットが掲げられていることをご報告させていただきます。

デメリットにつきましては、住民サービスの課題、消防体制の課題、消防体制の基盤についての課題というふうな大きな課題、三つが掲げられております。以上でございます。

○議長（阿部仁州君）

7番。

○7番（水澤富士江君）

答弁ありがとうございます。今、メリット、デメリットをお聞きしていると、住民サービスの向上、これはメリットであるといいながらやはりデメリットになる。考えてみれば、この消防というものが広域化する、また効率ですとか経費削減という観点からのみに考えるべきものではないというふうにそもそも思うんですね。それで、この国の

方針が努力目標なんですので、簡単に言えば、これは必ずやらなければいけないというものでもないという中で、今県のほうでは、今進捗率という言われ方をされましたけれども、これを進捗していくことがいいことなのかどうかというふうに思うんですね。それで、県北の、今名前が挙がりました登米、栗原、私ども同僚議員にも聞きましたところ、例えば登米市の市長は議会で、このことについては反対をしていくということを明言されています。登米にしろ栗原にしろ石巻にしろ、新庁舎を建てたばかりであります。

そこで理事長に見解をお伺いしたいんですが、国としてはこういう方針ありますけれども、この石巻広域ではこれを進めていこうとしているのかどうか、理事長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（阿部仁州君）

理事長。

○理事長（亀山 紘君）

お答えさせていただきます。消防業務の広域化という問題、これを私も今勉強中でございまして、本当に広域化を進めることがいいのかどうか、これは慎重に検討をすべきことであるというふうに思っております。ですから、ある程度国、県の目標といいますか、そういったものが出てくる前に、もう少し事務局ともしっかりと検討させていただきますまして、消防のあるべき方向性を探っていきたいと考えております。以上です。

○議長（阿部仁州君）

4番。

○4番（堀川禎則君）

衛生処理関係についてお尋ねをいたします。成果に関する説明書でいくと、10ページ、11ページになるかと思えますけれども、この関係では、し尿処理、クリーンセンターのごみ処理に関して、量的には前年度よりもどちらも相対的に減っているということですが、一方で、監査の審査意見書のほうを見ますと、金額的には増加しているということで、単位処理量当たりの額は増加しているのかなということですが、この処理量に対してこの金額が増えている理由をお尋ねいたします。審査意見書の関係では清掃施設で施設整備、施設費ということで増加したためであるというような意見が付されていますけれども、この整備の内容等々についてもあわせてお尋ねをいたします。

○議長（阿部仁州君）

事務局長。

○事務局長（亀山伸一君）

お答えしたいと思います。衛生費関係で、衛生センターとクリーンセンターということで申しますと、東西の衛生センター、平成7年に稼働したわけでございまして、それから約14年たっています。クリーンセンターについては平成14年12月に本格稼働ということで、それから7年たっていると。どちらの衛生のほうもクリーンセンターのほうも、オープンしてから2年なり3年くらいがピークだったということです。クリーンセンターも14年度の12月にオープンして、15年度、16年度が受け入れ量というか搬入量が多かったんですけれども、その後はずっと減量気味でございます。衛生セ

ンターのほうもずっと右肩下がりということでございます。これのいろいろ原因を探ってみますと、確かに人口の減少もあるだろうし、し尿については下水道の普及等があると思うし、クリーンセンターについては住民のエコという意識が強くなって、分別、そういったものの徹底が図れてきたのかなど。あるいは環境に対する意識の高揚がでてきたということ。あともう一つは経済的な、経済がいいときは非常に搬入量がふえるんですけども、裏腹に不況になると、産業そのものが低迷してくるとごみも出なくなるのかなということ、私のほうでは分析しております。

維持費については、例えばクリーンセンターはごみが減れば減るんじゃないかということでしょうが、逆にごみが増えて、その余熱で展開していった燃えるということもございまして、なかなかこの辺は。今そういう傾向にあるということをちょっと聞いております。以上でございます。

○議長（阿部仁州君）

4番。

○4番（堀川禎則君）

クリーンセンターのほうについてはそういうような、ある程度集まらないと、というように意味のご答弁だったかなというふうに思いますけれども、この施設費、施設整備、もしわかれば大ざっぱで構いません。その中身等々をお知らせいただきたいのと、逆に、今事務局長からお話があった衛生センターについては14年たっている、クリーンセンターについては7年たっているという経年等々もあるんでしょうけれども、これから毎年このような整備費なり施設費なりが継続してかかっていくのか。そうすると、処理費として随分かかっていくことになると思いますので、その辺の中身、わかりましたらお願いをいたします。

○議長（阿部仁州君）

清掃施設管理事務所長。

○清掃施設管理事務所長（畠山 厚君）

ただいまのご質問でございますが、まず衛生センターにおきましては、経年劣化での整備費の増加というのはあると思います。また、それと現在のし尿浄化槽汚泥等の処理につきましては、膜処理といたしまして、相当高度な設備になっております。ですから、そういったものにつきましては、その膜の交換等を5年に1度とか、そういった形で周期的に対応することが必要でございます。当然薬品等につきまして活性炭等も使われておりますし、そういう点で、整備といたしましては、各ポンプ、そういった一時的な膜の交換等において、一定の何年かに1度は大きな費用を要するというような形になります。

あとクリーンセンターにつきまして、ごみでございますが、これにつきましてはガス化溶解炉ということで、耐火物の傷みというのが相当高温に耐え得るものというのが限られてきております。そういうことからしますと、どうしてもその耐火物の補修費用というものがやはり定期的にかかってまいります。それと、これまでの旧1市9町、そういったところにごさいました焼却炉そのものが7施設分を一つに取りまとめたという

こともございます。当然24時間の連続運転ということからしますと、機械設備等の損摩耗も大きいということでございます。そうした中で我々担当者としてしましては、平準化ということの目標をもって極力ならして、予算を分散したいということでは取り組んでいるところでございます。しかしながら、クリーンセンターにおきましても、そういった公害防止対策等も相当優れた設備を取り入れております。バグフィルターの膜とか、こういった物も永久的な物ではございません。やはり何年かに1度はそういった膜の交換とか、そういったことも伴います。ですから、そういったいろんな修繕整備ということにつきましては、やはり公害対策というものを最優先せざるを得ないということに取り組んでおります。こういった費用がやはり大きくなるということでございます。どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長（阿部仁州君）

ほかにありませんか。3番。

○3番（阿部久一君）

消防部門でちょっとお尋ねしたいと思っております。初めに、成果にあります出火件数、19年度、20年度の出火件数や死傷者数、負傷者、全体的に、金額的にも減少傾向にあるということは大変よかったなと思っております。そこで、消防の訓練で何か、田代島で保安署と消防が一体となった送水、消火訓練が行われたということを知っているんですけども、今まで聞いたことがなかったのでちょっとその辺説明をお願いしたいなと思っております。よろしくお願いします。

○議長（阿部仁州君）

消防長。

○消防長（土井正洋君）

お答えをいたします。今お尋ねの件につきましては、過去にも海上保安庁の石巻保安署と合同で、消防資機材、人員の搬送も含めて田代島でやった経緯がございます。以前はそれに県の防災航空隊、ヘリコプターもまじえた訓練も実施したことがあります。たまたまこの2、3年は実施できなかったということで、今回また保安署と合同でのそういった訓練を実施させていただいたと。関係機関の情報の共有も含めて、我々広域消防、島の消防団というものの連携活動ということで実施させていただいております。以上でございます。

○議長（阿部仁州君）

3番。

○3番（阿部久一君）

これは、そうすると毎年計画の中に入ることですか。

○議長（阿部仁州君）

消防長。

○消防長（土井正洋君）

消防本部としてしましては、関係防災機関とあわせた訓練も実施するというような年度の計画がございますけれども、何しろ相手があるということでございますので、その



相手の機関と調整を図りながら実施しているというのが実情でございます。

○議長（阿部仁州君）

3番。

○3番（阿部久一君）

ちょっと私わからないのが、その時点で保安署、いわゆる海上保安庁と消防との連携する場合の、結局水を送る場合合うんですよ、連結する部分。カップリングというんですか、そういう部分何かは一体どうなっているのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部仁州君）

消防長。

○消防長（土井正洋君）

実は、海上保安庁にあります警備艇のポンプから出されているカップリングがあります。これは消防本部、署所が持っているホースと全く同じものということで連携ができます。ですから、その訓練にはこの巡視艇から水を送っていただいて、それをホースにつないで陸上の川に延長しまして、途中にいる積載車とか、そういった車に中継をしながらといったような訓練を実施しているところでございます。これはカップリング合致するというところでございます。

○議長（阿部仁州君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。認定第1号「平成20年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定することに決しました。

---

日程第5 第13号議案 石巻地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

日程第6 第14号議案 石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（阿部仁州君）

次に、日程第5、第13号議案「石巻地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」、日程第6、第14号議案「石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、この2件は関連がありますので、一括議題といたします。

本2議案について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（亀山伸一君）

ただいま上程されました、第13号議案「石巻地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」、第14号議案「石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、関連がございますので、一括ご説明申し上げます。

このたびの改正は、平成20年の人事院勧告により、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正され、国家公務員の勤務時間が1日につき「8時間」から「7時間45分」に、1週間当たり「40時間」から「38時間45分」に改正され、本年4月1日から施行されましたことに伴い、改正しようとするものであります。

また、平成21年の人事院勧告ですが、人事院は、急激な経済情勢の変化に対応するため、6月の期末・勤勉手当の支給に当たり、5月1日に異例の臨時勧告を行い、8月11日に改めて年間給与等についての勧告を行いました。

21年人事院勧告のその主な内容といたしましては、若年層を除いた給料表の平均0.2パーセントの引き下げ、期末・勤勉手当を年間0.35月分引き下げるとともに、再任用職員に対する期末・勤勉手当につきましても年間0.15月分引き下げするものであります。

本組合職員の給与等につきましては、国家公務員に準ずることとしておりますが、人事院勧告と同様に給料表及び期末・勤勉手当の引き下げを行うものであります。

なお、本組合では、5月の臨時勧告による6月の期末・勤勉手当の一部凍結、マイナス0.2月分を実施しておりませんので、本年12月に支給される期末・勤勉手当において、年間分の0.35月引き下げるものであります。

また、労働基準法が改正され、平成22年4月1日から、月60時間を超える時間外勤務について、時間外勤務手当の支給割合が引き上げられることなどに伴う改正、さらに当組合消防長の適用給料を行政職給料表から消防職給料表に切りかえるため、関係条例の改正を行うものであります。

次に、条文についてご説明申し上げますので、表紙番号1の1ページ、あわせて表紙番号6の条例等の一部改正新旧対照表の1ページをごらん願います。

初めに、第13号議案「石巻地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」の説明を申し上げます。

第1条及び第2条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

まず、第1条ですが、第2条第1項の改正は、職員の勤務時間を1週間当たり「40時間」から「38時間45分」とするものであります。

次に、第2条第3項の改正は、再任用短時間勤務職員の勤務時間の範囲につきまして、1週間当たり「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」とするものであります。また、同条第4項の改正は、短時間勤務職員の勤務時間の範囲につきまして、1週間当たり「32時間まで」を「31時間まで」とするものであります。

次に、第3条第2項の改正は、職員の勤務時間の割り振りににつきまして、1日につき「8時間」から「7時間45分」とするものであります。あわせて育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員の勤務時間の範囲につきましても、1日につき「8時間」から「7時間45分」とするものであります。

次に、第6条第1項の改正は、休憩時間につきまして、「1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも1時間」としていたものを「6時間を超える場合は少なくとも45分とし、8時間を超える場合は少なくとも1時間」とするものであります。

次に、第7条の改正は、平成18年度に国家公務員の勤務時間制度の改正により、休憩時間を廃止し、休憩時間で一本化するための改正を行いましたが、交代制等勤務職員の休憩時間について、人事委員会の定める基準に従い置くものとするを規定したことにより、国に準拠して改正するものであります。

次に、第2条で附則の改正ですが、本条例第7条の改正により、休憩時間を置くものとしたことに伴い、経過措置の規定を廃止するものであります。

次に、第3条では、石巻地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項第5号の規定により、条例で定める勤務の形態を、1週間当たりの勤務時間が、「20時間、24時間又は25時間」とされているものを「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」とするものであります。

次に、第4条では、石巻地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

第8条の4、第1項及び第2項の改正は、労働基準法の改正に伴い、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の割増支給にかえて、職員の健康を確保するとともに、仕事と生活の調和を図るため、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日、または時間を指定することができる代休制度を新設するものであります。

第10条第1項の改正は、休日の代休日として指定することができない日に、時間外勤務代休時間も含めるものです。

第15条第3項の改正は、第8条の4、第1項の改正に伴う文言の整理でございます。

次に、附則であります。第1項は、本条例の施行期日を平成21年12月1日とするものであります。ただし、第4条の規定は、平成22年4月1日とするものであります。

第2項は、石巻地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正いたしますことから、改正前の条例により承認を得た職員の勤務時間につきまして、改正後の条例に規定する勤務時間の承認を得たものとみなす、経過措置を定めるものであります。

次に、第14号議案「石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の説明を申し上げますので、表紙番号1の3ページ、あわせて表紙番号6の条例等の一部改正新旧対照表の5ページをごらん願います。

まず、第1条ですが、第18条第1項ただし書及び第2項中の改正は、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員並びに再任用短時間勤務職員がした正規の勤務時間と時間外勤務の合計の時間を1日当たりの勤務時間が、1日につき「7時間45分」に改正されたことに伴いましての改正でございます。

次に、第26条第2項中の改正は、今年度における、年間の期末・勤勉手当の支給割合を0.35月引き下げたため、改正を行うものであります。

期末手当につきましては、本年12月の支給割合を「100分の135」に引き下げするものであります。あわせて、再任用職員についても「100分の75」に引き下げするものであります。

次に、第29条第2項第1項中の改正は、勤勉手当につきましては、6月の支給割合を「100分の75」、本年12月の支給割合を「100分の65」に引き下げするものであります。あわせて、再任用職員につきましても「100分の35」に引き下げするものであります。

次に、別表の改正であります。行政職給料表、消防職給料表のうち、若年層を除き、給料月額の引下げを行うものであります。

次に、第2条、石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正内容は、第17条の改正は、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するため労働基準法が改正されたことに伴い、時間外勤務代休時間を新設することから、当該代休時間を給与の減額の対象としないものに含めるものであります。

次に、第18条に加える3項のうち、第5項は、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ等の時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、月60時間を超えて勤務した場合に、勤務1時間当たりの給与額に「100分の150」を乗じた時間外勤務手当を支給するものであります。第6項は、時間外勤務代休時間を指定した場合に、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、差額分の時間外勤務手当の支給することを要しないとするものです。第7項は、再任用短時間勤務職員の時間外手当支給の規定について、同様に定めるものであります。

次に、第26条第2項中の改正は、平成22年度以後の期末・勤勉手当の支給割合について、改正を行うものであります。これにより、期末・勤勉手当の支給割合を年間4.5

月から0.35月引き下げ、今年度同様に4.15月とするものであります。

まず、期末手当であります、平成22年度以後の6月の支給割合を「100分の125」に、12月の支給割合を「100分の150」に改めるものであります。あわせて、再任用職員につきましても、6月の支給割合を「100分の65」に、12月の支給割合を「100分の85」に改めるものであります。

次に、第29条第2項第1項中の改正は、勤勉手当であります、平成22年度以後の6月及び12月の支給割合を「100分の70」に改めるものであります。

次に、別表2の改正ですが、消防職給料表に8級を新設するものです。今まで消防職員が消防長に登用された場合、行政職給料表8級の部長級に格付しておりましたが、県内の組合などを調査した結果、当組合のみがそのような給料の格付を行っていることから今回改正し、消防長の適用給料を行政職給料表から消防職給料表に切りかえるため、現行の1級から7級までの消防職給料表に、新たに国の公安職給料表（一）8級を追加し、消防職給料表の職務の級を1級から8級とするものであります。

次に、附則であります、本条例の施行期日を平成21年12月1日とするものであります、第2条については、平成22年4月1日とするものであります。

第2項は、平成18年4月1日給与構造改革の俸給水準引き下げに伴う経過措置について、現給保障の算定基礎となる額についても、調整割合「100分の0.24」の削減した割合「100分の99.76」を乗じて得た額とするものです。

以上であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部仁州君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。本案について、討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

討論なしと認めます。

これより順次採決いたします。それでは、第13号議案「石巻地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第 14 号議案「石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

○書記長（半澤秀一君）

再開時間は、4時20分といたします。

休 憩 午後4時07分

---

再 開 午後4時20分

○議長（阿部仁州君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第7 第15号議案 石巻地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例

○議長（阿部仁州君）

日程第7、第15号議案「石巻地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。

本案について、事務局の説明を求めます。消防長。

○消防長（土井正洋君）

それでは、第15号議案「石巻地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

資料1の17ページ、あわせまして資料6の新旧対照表の40ページから43ページをごらんください。

このたびの手数料条例の改正につきましては、危険物の規制に関する政令の一部改正が過去2度にわたって行われ、既設の特定屋外タンク（1,000キロ以上の危険物を貯蔵するタンク）及び準特定屋外タンク（500キロ以上1,000キロ未満を貯蔵するタンク）については、新基準としての耐震化を一定期限までに改修しなければならない旨の改正がありました。

さらに、本年10月に同政令の一部改正が行われ、特定・準特定屋外タンクが休止されている施設で、休止の届け出がされ、なおかつ基準適合期限以降も引き続き休止する

施設については、タンクの貯蔵・取り扱いを再開する日の前日までに基準適合期限が延長できるものとなりました。

この政令の一部改正に伴いまして、関連する地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める省令の一部が本年10月16日に公布されましたことから、当組合の手数料条例の別表につきましても総務省令に準拠するため、一部を改正しようとするものでございます。

改正する条文につきましては、当組合手数料条例別表の3の項右欄(2)に掲げている、休止している既設の特定屋外タンク及び準特定屋外タンク貯蔵所における新基準適合期限を貯蔵・取り扱いを再開する日の前日までにと改めようとするものでございます。

なお、今回の改正では手数料額について変更するものではなく、また、別表3の項右欄(2)につきましては、特定屋外タンク・準特定屋外タンクを含む施設の変更許可申請の審査にかかる手数料を定めた項目内容の変更でございます。

本条例につきましては、平成21年12月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(阿部仁州君)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番。

○8番(森山行輝君)

よく教えてほしいんですけども、今お話ございましたこの条例の一部を改正する条例の中で、いわゆる特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所、500キロ以上1,000キロ未満ということでありまして、当市で対象になる施設というのはどれぐらいあるんでしょうか。

○議長(阿部仁州君)

消防長。

○消防長(土井正洋君)

当管内におけますこの改正に係る休止している施設はございません。

なお、特定屋外タンクあるいは準特定屋外タンク貯蔵所は、石巻地区管内には特定タンクが6事業所12施設、準特定屋外タンクにつきましては4事業所23施設存在がございます。以上でございます。

○議長(阿部仁州君)

8番。

○8番(森山行輝君)

そうしますと、これには手数料条例と書いてありますが、さっきの確認ですけれども、消防長のお話したように、手数料ではなくて条例の内容と申しますか中身において条例の変更で、主に、大きく言えば実際に当市における対象のタンクはないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長(阿部仁州君)

消防長。

○消防長（土井正洋君）

そのとおりでございます。

○議長（阿部仁州君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本案について、討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。第15号議案「石巻地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例」についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 第16号議案 平成21年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正  
予算（第1号）

○議長（阿部仁州君）

次に、日程第8、第16号議案「平成21年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正  
予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（亀山伸一君）

ただいま上程されました、第16号議案「平成21年度石巻地区広域行政事務組合一般  
会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

表紙番号5の1ページをお開き願います。

今回の補正は、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億9,270  
万円を減額し、63億3,916万5,000円とするものであります。

第2条は地方債の補正でございます。4ページをお開き願います。

第2表、地方債補正で消防施設整備事業債について、整備事業費の減に伴い借入限度



額を変更するものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、30 ページをお開き願います。

1 目議会費の 2,000 円の減額は、副議長報酬の減と議員報酬の増によるものであります。

次に、32 ページをお開き願います。

1 目一般管理費の 80 万 8,000 円の減額の主なものは、給与改定や人事異動等に伴う人件費の減などであります。

2 目企画費の 226 万 5,000 円の減額は、広報印刷費の入札の執行残などであります。

3 目監査委員費の 3 万 4,000 円の減額は、異動等に伴う人件費の減などであります。

4 目財政調整基金費の 3,000 円の増額は、基金利子積立金の増であります。

次に 34 ページをお開き願います。

1 目自治振興費の 1,182 万 9,000 円の減額は、おにぎり大使派遣事業の中止など、石巻地域ふるさと市町村圏基金事業費の執行残であります。

2 目ふるさと市町村圏基金費の 273 万 9,000 円の減額は、基金利子減に伴う積立金の減であります。

次に、36 ページをお開き願います。

2 目財政調整基金費の 86 万円の増額は、養護老人ホーム施設充実基金の廃止により、財政調整基金への積みかえによるものであります。

次に、38 ページをお開き願います。

1 目介護認定審査費の 313 万 7,000 円の減額ですが、その主なものは、人事異動等による人件費の減と、介護認定審査会の委員の人数変更による委員報酬の減などであります。

次に、40 ページをお開き願います。

1 目衛生総務費の 157 万 4,000 円の減額は、人事異動等に伴う人件費の減などであります。

2 目衛生施設費の 4,055 万 4,000 円の減額は、給与改定や人事異動等に伴う人件費の減、東西衛生センターの施設における薬品費、燃料費、電気料及び修繕など、今後の執行見込みによる減額であります。

次に、42 ページをお開き願います。

3 目清掃施設費の 4,448 万 5,000 円の減額は、人事異動等による人件費の増とクリーンセンターの薬品費、燃料費、電気料及び修繕料など、今後の執行見込みによる減額であります。

4 目財政調整基金費の 7,000 円の増額は、基金利子積立金の増であります。

次に、44 ページをお開き願います。

1 目常備消防費の 8,173 万 3,000 円の減額は、給与改定や人事異動、職員の退職などによる人件費の減と、旧消防本部会議室解体その他工事費の確定による減などであります。

2目消防施設費の324万8,000円の減額は、消防ポンプ自動車と広報連絡車の入札執行残及び消防器具費の入札執行残でございます。

3目財政調整基金費の1万3,000円の増額は、基金利子積立金の増であります。

次に、46ページをお開き願います。

1目教育総務費の62万4,000円の減額は、給与改定や人事異動等に伴う人件費の減などであります。

2目視聴覚教材センター費の48万円の減額は、視聴覚教材センターに係る今後の執行見込みによる減額であります。

次に、48ページをお開き願います。

2目利子の7万1,000円の減額は、平成20年度借入債の利子償還額確定によるものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、10ページにお戻り願います。

1目市町負担金の2億4,691万8,000円の減額は、前年度繰越金と、ただいまご説明申し上げました歳出予算の減額などによるものであります。

次に12ページ、1目衛生使用料の21万円の減額は、し尿処理場使用料の減によるものであります。

2目行政財産目的外使用料の3,000円の増額は、し尿処理施設自動販売機占用料の増であります。

次に14ページ、1目衛生手数料の114万8,000円の減額は、ごみ搬入量の減によるクリーンセンターの処理手数料を減額するものであります。

2目消防手数料の45万円の減額は、特定タンク検査の対象施設が、実施する期日を繰り延べしたことによる検査手数料の減であります。

次に16ページ、2目利子及び配当金の273万1,000円の減額は、石巻地域ふるさと市町村圏基金利子の減などであります。

次に18ページ、1目物品売払収入の791万5,000円の増額は、クリーンセンターの鉄及びアルミ売り払い収入と、電力売り払い収入の増によるものであります。

次に20ページ、2目ふるさと市町村圏基金繰入金の878万円の減額は、事業費の減額等に伴う歳入歳出の財源調整による減額であります。

次に22ページ、1目繰越金の6,299万5,000円の増額は、前年度決算による繰越金を措置したものであります。

次に24ページ、1目組合預金利子の50万円の減額は、歳計現金預金利子の減によるものであります。

次に26ページ、1目雑入267万6,000円の減額は、おにぎり大使派遣事業参加者負担金の減などによるものであります。

次に28ページ、1目消防債の20万円の減額は、事業費確定により減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（阿部仁州君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番。

○13番（木村征郎君）

35ページの総務費の市町村振興費の中のふるさと探訪ツアー事業委託料というのが18万2,000円減額になっていますけれども、先ほど今村議員のほうから質問がありまして、その内容が説明されました。それで、今年はこの事業を行って清算の減額補正だと思えますけれども、その市町村別の参加者とコース別参加者をちょっと教えてください。

○議長（阿部仁州君）

事務局長。

○事務局長（亀山伸一君）

ちょっと手元に今年度の資料がございませんので、今、大至急調べております。お待ちください。（「議長どうします」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

資料を持ってきてからでいいですか。続けてやりますか。あったほうがいい。

○13番（木村征郎君）

あったほうがいいですね。

○議長（阿部仁州君）

じゃあ待ちますか。このままの状態。休憩じゃなく。

○13番（木村征郎君）

それは議長の判断でいいですけど。

○議長（阿部仁州君）

私が、休憩じゃなくやりますということ。

○13番（木村征郎君）

ほか、あれしていいです。私は資料来てからで。

○議長（阿部仁州君）

事務局長。

○事務局長（亀山伸一君）

21年度でございますが、3コース、奥松島・多賀城コース、網地島・牡鹿半島コース、北上川・涌谷コースで、各々参加者は45名定員の45名でございます。6月6日日曜日に実施しております。以上でございます。（「市町村別」の声あり）

お答えいたします。

奥松島・多賀城コースが、石巻が42人、東松島市2人、女川町2人ということで合計46人です。

網地島・牡鹿半島コース、石巻33人、東松島市10人、女川町の参加はありません。ゼロでございます。

北上川・涌谷コース、石巻市32人、東松島市8人、女川町3人、合計で43人。以上でございます。

○議長（阿部仁州君）

13番。

○13 番（木村征郎君）

今、人数の報告ありました。先ほどの答弁の中でも私たちふるさと石巻広域圏が、このふるさととのいろいろな歴史を振り返りながら、住民がそれを探訪するというのは非常に意義があるということなんですけれども、その中で、実は今年、20年度の成果を見ましたら、あるいは19年度も18年度も女川町ゼロだったんですよ、これが。これは何なのと私は思っていたんです。そうしましたら、ただいま女川町は奥松島2人、北上川が3人というふうなことで、計5人のあれがあったので、ちょっと質問のトーンが少しダウンしたんです。これ実際には、この3年間の成果を見ますと、広域の事業としては非常に片手落ちだなと私は思ったんです。ですから、今度の視聴覚教材センターの問題もそうですけれども、どうしても偏在しがちだと。やはり2市1町が構成している石巻広域組合ですから、これはできるだけ多くの人たちにこの事業の恩恵が行き渡るような、そういったような事業展開がほしいなと思っていたんですけれども、3年ぶりに5人が利用したんですけれども、これは何かの手法の変化でもしたんですか。例えば、これは余りにも偏在しているから、女川町の担当者のほうにもう少し申し入れをして、もう少し運動してくださいと、力を入れてくださいというようなことをしたんですか。私は、一つには、これはこの事務組合の執行部にだけ指摘するんじゃなくて、本町の担当が非常に怠慢だったなという思いもありますけれども、それを抜きにしましても、できるだけ中心部にだけ偏らないような事業展開といった意味で、その辺の、この5人の、今度の手法の変更があったのかどうかも含めまして、考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（阿部仁州君）

事務局長。

○事務局長（亀山伸一君）

お答えいたします。女川町からゼロというのは、網地島・牡鹿半島コースということで、これは近く、女川町民の方は行ったことがある方が多いのかなということに理解しております。

ただ、全体的に少ないので、これは特別な呼びかけとかしたわけではございませんけれども、言葉はちょっと悪いですけれども、21年度に限って5人の方が参加されたということでございます。以上でございます。

○議長（阿部仁州君）

13番。

○13 番（木村征郎君）

それでは、今回については特別な呼びかけをしたわけではないけれども5人の参加者があったということですね。これからのいろんな事業展開、視聴覚教材センターの問題もそうですけれども、できるだけ中心部に偏らないような、ただ単に広域のチラシをまいたからそれでいいんだではなくて、例えばここ18、19、20と本町はゼロだったんです。そういったことがあった場合は、ぜひ構成市町の担当のほうにも声がけするような形で、ぜひご指摘、ご指導をいただきたいというふうに思います。私のほうからも、ぜひ担当課には叱責という形でおきたいと思えます。

○議長（阿部仁州君）

ほかにありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本案について、討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。第16号議案「平成21年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）」について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議員提出議案第2号 石巻地区広域行政事務組合議会委員会条例

日程第10 議員提出議案第3号 石巻地区広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（阿部仁州君）

次に、日程第9、議員提出議案第2号「石巻地区広域行政事務組合議会委員会条例」、日程第10、議員提出議案第3号「石巻地区広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則」について、この2件は関連がありますので、一括議題といたします。

石巻地区広域行政事務組合議会会議規則第13条の規定により提出されました本2議案について、提出者の説明を求めます。10番。

（10番、登壇）

○10番（佐藤富夫君）

それでは、提案させていただきます。

議員提出議案第2号「石巻地区広域行政事務組合議会委員会条例」、議員提出議案第3号「石巻地区広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則」について、提出者といたしまして、賛成者、組合議会議員 女川町議会議長 木村征郎議員、及び組合議会議員 石巻市議会議員 大槻幹夫議員のご賛同を得て、議案第2、3号については関連がありますので、一括説明をいたします。

まず、提案に至った理由を説明いたしますと、本議会には委員会条例が定められていないため、例えば重大な案件、事件が生じた場合に、議会の調査が迅速にできないこと

であります。その代替として、本議会会議規則（第93条）には、協議または調整を行うための場として、地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けるとあります。これはあくまで協議でありまして、拘束力の弱いものであります。機動力を必要とする議会調査には適当でないものであります。

このことから、以前より2市1町の議長間で話し合いをもっておりました。このたび、必要であるとの結論になりましたので提案に至ったものであります。

それでは、提案いたします。

初めに、議員提出議案第2号「石巻地区広域行政事務組合議会委員会条例」は、石巻地区広域行政事務組合議会のより円滑な議会運営を図るため、地方自治法第109条の2及び第110条の規定に基づき、議会運営委員会及び特別委員会の設置並びに委員会の運営に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議員提出議案第3号「石巻地区広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則」は、石巻地区広域行政事務組合議会委員会条例の制定に伴い、会議規則への委任事項として委員会に関する規定を明確化するために、各条項の整理と必要な事項を定めるため、本規則の一部改正をするものであります。

なお、施行日につきましては、公布の日からとしております。

また、委員会条例第7条の2議会運営委員、石巻3、東松島1、女川1、計5名の規定を除き、委員会条例及び会議規則の一部改正案の逐条については、ほとんどが地方自治法あるいは標準会議規則にのっとり作成しておりますので、聡明なる議員諸君に対して今さら説明をすることはいささか失礼であると存じますので、割愛をさせていただきます。

以上、提案理由の説明といたしますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

（10番、降壇）

○議長（阿部仁州君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。本案について、討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿部仁州君）

討論なしと認めます。

これより順次採決いたします。議員提出議案第2号「石巻地区広域行政事務組合議会委員会条例」について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部仁州君)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号「石巻地区広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則」について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部仁州君)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

○書記長(半澤秀一君)

再開時間は、委員選出後となりますのであらかじめご了承くださいと思います。

今ご提案された、石巻3、東松島1、女川町1の議会運営委員を今から各市町ごとに選出したいと思います。その間を休憩ということになりますので、よろしく願いしたいと思います。

休 憩 午後4時50分

---

再 開 午後5時05分

○議長(阿部仁州君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第11 石巻地区広域行政事務組合議会運営委員の選任について

○議長(阿部仁州君)

日程第11「石巻地区広域行政事務組合議会運営委員の選任について」を議題といたします。

本案については、石巻地区広域行政事務組合議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

それでは、本職より指名したいと思います。

まず、石巻市議会選出の議員、1番今村正誼議員、8番森山行輝議員、9番大槻幹夫議員。東松島市議会選出、11番古川泰廣議員。女川町議会選出、13番木村征郎議員。

以上5名を指名いたします。

この際、暫時休憩いたしまして、正副委員長の互選を行いたいと思います。

議会運営委員をアドバイザールームに招集願います。

休 憩 午後5時06分

---

再 開 午後5時17分

○議長（阿部仁州君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長互選の結果についてご報告申し上げます。

委員長に、9番大槻幹夫議員、副委員長に、11番古川泰廣議員。以上のとおりであります。

議会運営委員会を代表いたしまして、委員長からごあいさつをいただきます。9番。

（議会運営委員会委員長、登壇）

○9番（大槻幹夫君）

ただいま、別室の委員会におきまして、委員長に指名されました大槻でございます。

もとより非力ではございますが、中身の濃い議会にするため、副委員長と協力しながら精いっぱい頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

（議会運営委員会委員長、降壇）

○議長（阿部仁州君）

以上で、今期議会に付議されました事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成21年石巻地区広域行政事務組合議会第2回定例会を閉会いたします。

午後5時19分 閉 会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

石巻地区広域行政事務組合議会

議 会 議 長      阿 部 仁 州

署 名 議 員      渡 辺 拓 朗

署 名 議 員      木 村 征 郎